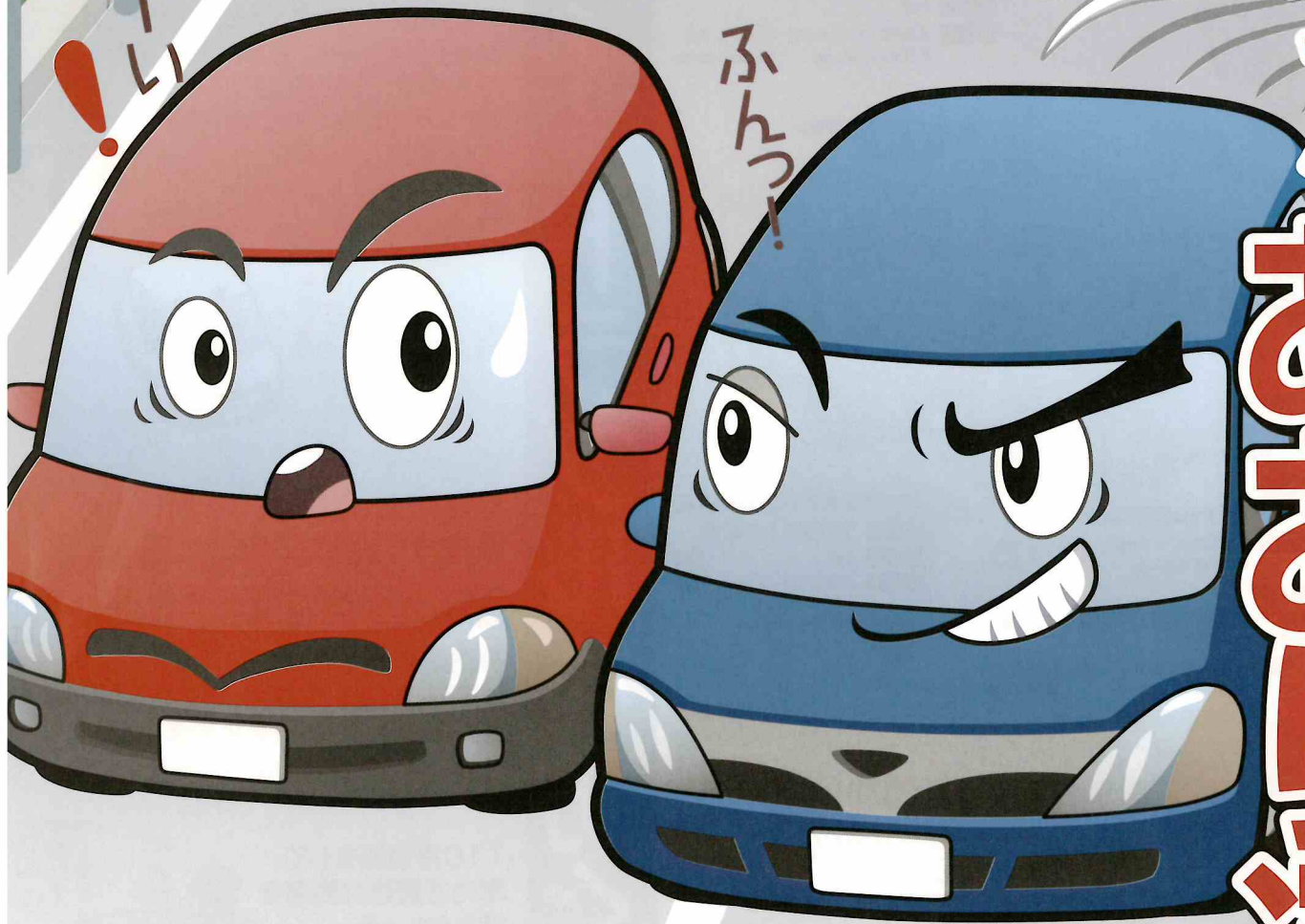


無意識!?
無自覚!?
それとも
確信犯!?

なくそう!

あおり運転



車の運転中に急な割り込みをしたり、
車間距離を詰めるなどして他の車の走行を妨害するいわゆる「あおり運転」。

「あおり運転」に該当する行為は、道路交通法により罰則や行政処分等が設けられていますが、
傷害や脅迫などを伴う悪質な場合は、免許の点数制度によらず
危険性帯有(自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある)として最長180日間の免許停止になることもあります。

また、人身事故を起こしたり誘発すれば、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)に問われたり、
車同士の直接的な接触がなくても刑法の暴行罪に問われることさえあります。

「あおり運転」は重大事故につながる悪質・危険な行為で、厳しい取締まりの対象となります。
故意に行わないことはもちろん、自分ではそのつもりがないまま行ってしまうことがないよう、
十分に心がけることが大切です。

(一財)奈良県交通安全協会・奈良県警察

このチラシは奈良県交通安全協会の賛助会費で作成されています
ご協力ありがとうございました